

○砂利採取業の登録に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、砂利採取法（昭和43年法律第74号。以下「法」という。）及び砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号。以下「登録規則」という。）に係る砂利採取業者の登録、届出等に必要な書類の様式等を定めるものとする。

(書類の様式)

第2条 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 法第5条第2項の砂利採取業登録通知書 別記様式第1号
- 2 法第12条の登録取消し通知書 別記様式第2号
- 3 法第12条の砂利採取事業の停止通知書 別記様式第3号
- 4 法第12条の砂利採取事業の一部停止通知書 別記様式第4号
- 5 登録規則第2条の砂利採取者登録申請書 別記様式第5号
- 6 登録規則第2条第2項第1号の誓約書 申請者が法人の場合にあっては別記様式第6号、申請者が個人の場合にあっては第6-2号
- 7 登録規則第2条第2項第2号の砂利採取業務主任者試験合格証 別記様式第7号
- 8 登録規則第2条第2項第2号の砂利採取業務主任者認定証 別記様式第8号
- 9 登録規則第2条第2項第3号の誓約書 別記様式第9号
- 10 登録規則第2条第2項第4号の砂利採取業務主任者雇用証明書 別記様式第10号
- 11 登録規則第4条第2項第6号の役員名簿 別記様式第11号
- 12 登録規則第4条第1項の砂利採取業承継届書 別記様式第12号
- 13 登録規則第4条第2項第1号の砂利採取業事業譲渡証明書 別記様式第13号
- 14 登録規則第4条第2項第2号の砂利採取業相続同意証明書 別記様式第14号
- 15 登録規則第4条第2項第3号の砂利採取業相続証明書 別記様式第15号
- 16 登録規則第4条第2項第5号の砂利採取業事業継承証明書 別記様式第16号
- 17 登録規則第4条第2項第6号の誓約書 申請者が法人の場合にあっては別記様式第6号、申請者が個人の場合にあっては第6-2号
- 18 登録規則第4条第2項第7号の役員名簿 別記様式第11号
- 19 登録規則第5条第1項の登録事項変更届書 別記様式第17号
- 20 登録規則第5条第2項の誓約書 別記様式第18号
- 21 登録規則第6条の砂利採取業廃止書 別記様式第19号

(届出書等の添付書類)

第3条 法及び登録規則に係る砂利採取業者の登録、届出等に必要な書類は砂利採取法登録関係申請書類一覧表（以下「一覧表」という。）のとおりとする。

- 2 登録規則第4条第2項第1号の事業の全部の譲渡しがあったことを証する書面は、承継人が承継した認可採取計画の土地が自己の土地である場合は当該土地の登記事項証明書とし、認可採取計画の土地が本人所有以外の場合は土地賃貸借契約書、同意書又は土地賃貸借予定契約書等の写しとする。
- 3 登録規則第4条第1項第1号の規定により砂利採取業の事業の全部を譲り受けて砂利採取業の地位を承継した者が個人である場合はその継承した者の生年月日を証する書面（住民票の写し等）を、法人である場合は登記事項証明書を承継の届出書に添えるものとする。
- 4 登録規則第4条第2項第5号の事業の全部の承継があったことを証する書面とは、当該法人の分割計画書等が審議された株主総会等の議事録の写しとする。
- 5 法第9条第1項の規定により変更の届出をしようとする者が個人であり氏名又は住所を変更する場合にはその変更の届出をしようとする者の生年月日を証する書面（住民票の写し等）を、法人であり所在地、法人の代表者、その法人の業務を行う役員（監査役等は除く。）又はその法人の事務所の名称及び所在地に係る変更がある場合は登記事項証明書を添えるものとする。
- 6 一覧表において住民票の添付が必要とされている場合であって、住民票に記載の所在地が高知県内の場合は、添付を省略することができる。ただし、業務主任者について、住所地と実際の居所が異なる場合は、別に実際の居所を示す書類を提出するものとする。

（書類の提出部数）

第4条 この要綱の規定により知事に提出する書類の提出部数は、1部とする。

附則

この要綱は、平成27年12月26日から施行する。